病状説明等の実施時間について

現在、医療従事者の長時間労働に伴う健康被害が社会的 に問題となっており、厚生労働省より医療機関に対して労 働時間短縮に向けた速やかな取り組みが求められています。

当院においても、質の高い医療の提供を持続するため、 医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組み の一つとして、緊急でない患者さんやご家族への病状説明 等について、以下の通り行わせていただきます。

患者さんとそのご家族への病状説明等は原則として

平日の勤務時間内(9:00~17:00) に行います。

- ※緊急の場合等、病院から申し出があった場合を除きます。
- ※上記時間以外に説明を求められてもお断りをする場合がございます。
- ※緊急手術等の対応で、あらかじめ設定した時間が変更になる場合がございます。

皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い致します。



埼玉県済生会川口総合病院 病院長 佐藤 雅彦